

第1章

計画策定の背景



第1章 計画策定の背景



1.1. 弘前市水道事業を取り巻く社会情勢

昭和7年に創設認可を得た本市の水道事業は、順調に推移し、約90年間に97%を超える普及率を達成し、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するとともに、市民生活に欠かすことのできないライフラインとなっています。

しかしながら、近年の水道事業を取り巻く環境は、人口減少に伴い水需要が低下し、給水収益が減少する一方で、主要施設の老朽化により、多大な整備費用が必要となっています。また、近年、地震や台風などの自然災害が全国各地で多発しており、危機管理対策の一層の充実が求められています。

これらを受けて、本市では平成20年度に「弘前市水道事業基本計画」を策定し、水道事業に取り組んできました。さらに、平成25年3月に国が策定した新水道ビジョン¹等を踏まえ、平成25年度に水道ビジョンのフォローアップ（見直し）を図りました。

その後、平成30年10月に「弘前市水道事業資産管理（アセットマネジメント）計画」（以下「アセットマネジメント計画」という。）を策定し、将来的に水道事業を継続していく上で必要となる施設の更新やそのための費用の見通しを明示しました。また、平成29年4月には「弘前市水安全計画」（以下「水安全計画」という。）を策定し、毎年見直しを実施することで、これまで以上に市民の皆様へ安全な水を提供できる仕組みが整いました。

国においては、「水道法の一部を改正する法律」が、平成30年12月に公布され、適切な資産管理や官民連携が今後より一層進むことが予想されます。

このような近年の状況を踏まえて、水道事業の現状と将来の見通しを分析評価したうえで、目指すべき将来像と目標を設定し、その実現のための方策を示す新たな「弘前市水道ビジョン」を策定することとしました。

¹ 【新水道ビジョン】平成25年3月、厚生労働省において、今後の人口減少や、東日本大震災の経験を踏まえ、今後50年後、100年後の将来を見据え、水道の理想像を明示するとともに、その理想像を具現化するため、今後、当面の間に取り組むべき事項、方策を提示したものの。



1.2. 弘前市水道ビジョンの位置づけ

本計画は、水道事業が抱える課題を解決するため、国や県の取り組み等との調整を図りながら、「弘前市総合計画」を上位とする、本市の水道事業の基本計画として位置づけます。

また、具体的な施策の方向性を明らかにするため、国の「新水道ビジョン」を踏まえて「安全」「強靱」「持続」の3つの視点から、水道事業の将来像等を設定します。さらに、水道法の一部を改正する法律が公布されたことを踏まえ、水道事業の基盤強化に関する取り組みを、より一層推進していく必要があります。



図 1 弘前市水道ビジョンの位置づけ



1.3. 弘前市水道ビジョンの計画期間

計画期間については、令和2年度から令和11年度までの10年間とします。

計画期間：令和2年度～令和11年度の10年間

弘前市水道ビジョンの全体像

第1章 計画策定の背景

位置づけ 国や県の取り組みや「弘前市総合計画」を踏まえた水道事業に関わる基本計画
 計画期間 令和2年度から令和11年度までの10年間

第2章 現状分析・評価

第3章 課題と目標

- 安全 目標1 安心・快適な給水の確保
- 強靱 目標2 災害に強い水道施設の構築
- 持続 目標3 環境にやさしい持続可能な水道の構築

第4章 弘前市水道事業の将来像

暮らしを守る安全な給水サービスと安定した水道事業の継続を目指して

第5章 実現方策

安心・快適な給水の確保

- 河川・地下水の水質保全対策
- 浄水処理機能の強化
- 水質監視システムの充実
- 水質検査体制の強化

災害に強い水道施設の構築

- 浄水場等基幹施設の更新
- 老朽化施設・管路の更新と耐震化
- 応急給水・応急復旧対策の強化

環境にやさしい持続可能な水道の構築

- 事業運営の効率化
- 施設の合理化による管理・運用コストの縮減
- 民間委託の導入及び組織体制の強化
- 広域化の検討
- 技術の継承及び人材育成の充実
- 多様化するニーズの把握と情報公開
- 給水施設の適正利用
- 省エネルギー・再生可能エネルギーの導入
- 廃棄物の排出抑制と有効利用の推進

第6章 年次別事業計画

第7章 財政計画

令和2年度から令和11年度までの10年間の財政収支の見通し

第8章 推進方策

弘前市水道ビジョンの進捗チェックとフォローアップ